

## 原子力損害賠償制度をめぐる国際的動向について

平成15年4月10日  
文部科学省  
外務省1. 世界の状況

原子力損害賠償制度については、各国の国内法による原子力損害賠償制度に加えて、国境を越えた原子力損害の処理等に適切かつ迅速に対応するために、国際的に共通な原子力損害賠償制度の基準や運用の共通ルールを定めた、原子力損害賠償条約が存在する。原子力損害賠償条約は、大きくウィーン条約とパリ条約の二つが存在している。(その他に、関連する条約として、両者をつなぐジョイント・プロトコル、パリ条約を補足するブラッセル補足条約、ウィーン条約の改正議定書、ウィーン条約及びパリ条約を補足する補完的補償条約が存在する)。パリ条約は、OECD加盟国のうちヨーロッパ諸国15カ国が締結している。また、ウィーン条約は33カ国が締結しており、その締約国はアジア諸国から東欧、中南米諸国まで、パリ条約に比して地理的に大きな広がりを見せている(図1参照)。

ただし、世界の主要な原子力開発国のうち、英国、フランス、ドイツおよびスウェーデンはパリ条約の締約国となっているが、米国、日本、カナダ、ロシア等はいずれの条約も締結していない。このため、原子力損害賠償に関する諸条約の下に置かれている原子力施設は、世界の原子力施設の範囲という観点からみると、限られたものとなっており、両条約ともにその適用範囲において未だ普遍性を有しているとはいえない状況である。

2. 我が国の立場

近年、アジア地域では原子力開発利用が活発に進行し、日本、韓国、中国、台湾等では原子力発電も行われている。このような状況下、多くの国が国境を接するか又は地理的に近接する地域であるにも拘わらず、アジア地域においては原子力損害賠償に関する国際条約の枠組みが存在していない。我が国としては、我が国を含めた近隣諸国が、原子力損害賠償に関する多国間条約の締結等により原子力損害賠償制度に係る何らかの国際的枠組を形成していくことが望ましいと考えており、周辺国とともに条約の締約国となることを目標に、地域的枠組の望ましいあり方を、地域レベルにおいて早急に検討する必要性が生じていると認識している。

また、昨年9月のIAEA総会における放射性物質輸送関連決議において、1997年改正ウィーン条約を始めとするIAEA関連諸条約に基づく原子力損害賠償制度を多くの国が受け入れることの重要性が強調されている。

かかる状況下で、我が国としては、先に述べた地域的な議論の中で、近隣諸国に対して国際的水準に見合った国内制度の整備・充実を促していくとともに、原子力活動先進国として自ら適切な国際的原子力損害賠償制度を取り入れるべく、原子力委員会の検討と結論をも踏まえて、適切に検討していきたいと考えている。

ウィーン条約及びパリ条約の適用に関する共同議定書 (ジョイント・プロトコル) (1992年発効)

【加盟国】24ヶ国  
両条約を連結し、条約により保護を与える被害者の範囲を拡大

原子力の分野における第三者責任に関するパリ条約 (1968年発効)

原子力損害の民事責任に関するウィーン条約 (ウィーン条約) (1977年発効)

【締約国】英、仏、独、伊等のOECD加盟の14ヶ国  
・無過失責任  
・原子力事業者への責任集中  
・最低責任限度額 (1500万SDR) の有限責任  
1 SDR 158 円 (H14.8.23 現在)

【締約国】中東欧、中南米等のIAEA加盟国を中心に33ヶ国  
・無過失責任  
・原子力事業者への責任集中  
・最低責任限度額 (500万米ドル) の有限責任

原子力損害の民事責任に関するウィーン条約改正議定書 (未発効)

・最低責任限度額の引上げ (500万米ドル 3億SDR)  
・損害概念の拡大 (環境損害、予防措置費用等)  
・適用範囲の拡大 (非締約国における損害にも適用)  
【現状】署名15ヶ国、締約国4ヶ国。発効には、5ヶ国の締結が必要。

原子力の分野における第三者責任に関するパリ条約についてのブラッセル補足条約 (1991年発効)

原子力損害の補完的補償に関する条約 (補完的補償条約) (未発効)

【締約国】英、仏、独、伊等のOECD加盟の11ヶ国  
・責任限度額を超える損害に対し事故発生国及び締約国からの資金提供により最高3億SDRまでの補償を確保  
・国内・越境損害を無差別に補償

・責任限度額 (3億SDR以上) を超える損害に対し事故発生国及び締約国から資金提供  
・ウィーン条約、パリ条約の双方を補完  
・両条約の非締約国であっても附属書の規定に合致する国内法を有する国は本条約を締結可能。  
【現状】署名13ヶ国、締約国3ヶ国。発効には、熱出力合計400GW以上となる5ヶ国の締結が必要。